

令和5年第5回仁淀川町議会定例会会議録（第2号）

令和5年12月6日（水曜日）

10時00分開議

11時41分散会

出席議員（10名）

1番議員	岡田良成	2番議員	藤堂賢太郎
3番	藤原大	4番	野村安夫
5番	大野直孝	6番	片岡智準
7番	竹本文直	8番	若藤敏久
9番	藤崎源彦	10番	大野弘

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町長	古味実	副町長	竹本雅浩
教育長	黒川一彦	総務課長	大石浩平
企画振興課長	荒木紀和	農林課長	田代秀喜
町民課長	井上竜一	医療保険課長	谷脇昭仁
健康福祉課長	日浦けさお	建設課長	神岡孝司
会計管理者兼出納室長	片岡博	教育次長	井上健一
仁淀総合支所長兼仁淀地域課長	片岡龍也	池川総合支所長兼池川地域課長	大原正人

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	日浦嘉平	書記	安井都
--------	------	----	-----

午前10時00分 開議

○議長 おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和5年第5回仁淀川町議会定例会を開議いたします。

直ちに会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第1、昨日に引き続いて一般質問を行います。

なお、一般質問の回数は質問事項について3回までとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

前日に引き続き一般質問を行います。

通告第6番、藤原大君からとなっております。藤原大君。

○3番 おはようございます。通告第6号、議席番号3番、藤原大、議長の許可を頂き、2点質問します。

1点目、町営診療所について。

現在、町で運営している診療所は、大崎、森の2か所ありますが、どちらも土日休みとなっています。金・土、日・月休みに分ける等、仁淀診療所の2階の入院設備の活用と少しでも差別化できないか質問します。

また、少子化対策として、産婦人科、小児科への変更や、産前産後の短期療養ができるといいと考えますが、どうでしょうか。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 藤原議員の質問にお答えいたします。

両診療所の差別化についてですが、人員配置、看護師などのローテーションや、土日に集中する医師の学会等の出席など、乗り越えるハードルは極めて高く、両診療所の休日診療は考えておりません。

産婦人科、小児科への変更は、特色のある医療への転換と思われませんが、専門医の確保は難しく、現在のように、町民に寄り添ったかかりつけ医として地域医療の充実を図ってまいりたいと思います。

また、入院機能の再開についてですが、高知県保健医療計画によって基準病床数が定められており、当町が属する中央保健医療圏内は病床過剰地域であるため、入院機能の再開は難しいと思われれます。

以上です。

○議長 藤原大君。

○3番 再質問します。

病床数は地域では過剰かと思われませんが、仁淀川町内には1軒もないと。安部病院さんがあります。町営診療所では1軒もないので、その辺は融通が利かないものかと考えます。

また、空き家を利用した移住対策も重要ですが、日本全体で人口が減少している現在は、移住施策は問題の先延ばしでしかないと考えております。出生率を上げる必要があると考えますので、何とか産婦人科、小児科等、専門医を誘致できないものかと考えます。

○議長 執行部。古味町長。

○町長 藤原議員の再質問にお答えいたします。

僻地医療での医師不足は深刻で、毎年、医療政策課に医師の派遣をお願いしている現状で、これ以上の派遣は困難と思われまして。1人の医師の確保がやっとという状況ですので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長 藤原大君の1問目の質問を終わります。

2問目に移りたいと思いますので、よろしく申し上げます。藤原大君。

○3番 2点目、まちづくりについて質問します。

本町には都市計画の用途地域のような制限がなく、自由に土地を利用できています。昔ながらの商店街が今は店を閉め、住居化しており、店が点在する状態となっております。買物が不便になり、町外の大型店への買い出しに行っていると思われまして、補助金の出し方等で工夫し、ある程度、住居地域や商業地域といった区画分けができないかと考えています。どうでしょうか。

○議長 ただいまの質問に対する執行部の答弁。古味町長。

○町長 藤原議員の質問にお答えいたします。

現在、町の計画には、地域ごと、商店街ごとにある一定の用途に絞った取組はございません。町内の商店街は、以前から地域ごとの中心地として多面的な機能を有しておりますが、ご指摘のように、住居としてだけのお宅も多くなってきており、多面的機能が失われつつあることも事実です。例えば、その中の一部を何らかの目的のために活用するという事は考えられるかもしれません。

今後、町の仁淀川町まち・ひと・しごと創生総合戦略見直しの際には、そういった着眼点も持ちつつ、全町的な視野に立って検討してまいります。

以上です。

○議長 藤原大君。

○3番 前向きに検討してもらおうという意見を言われたので、提案なのですが、町内で観光客が一番訪れているのは、今、池川地区の宮崎の河原やと思うんですが、ヴェルデ跡地を全員協議会で消防屯所や林業研修生の町営住宅化するという案が提案されていましたが、あそこは一番観光客が来ているエリアで、見晴らしもよく、個人的には商売をするのが適切なエリアだと考えますが、どうでしょうか。

○議長 荒木企画課長。

○荒木企画振興課長 藤原議員のご質問にお答えします。

観光面では、おっしゃるとおり、池川土居周辺が、今、既に一定の事業者の店舗がそろっておりまして、宮崎の河原のSUPであるとか、池川茶園、それから牛肉屋さん、それから、元地域おこし協力隊の方がカフェであったりとか小規模の宿泊施設などを展開されておりまして、今、点在しているような形になっております。今後、それにプラスアルファする形で幾つかの施設を充実させることによりまして、散歩感覚でそういったところが周遊できるのではないかとというようなことで、今後はそういったことを計画の中身に盛り込むような形で、先ほど町長のほうもおっしゃいましたけれども、今後の計画の見直しにはそういった着眼点も持ちつつ検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長 古味町長。

○町長 藤原議員の再質問にお答えします。

ヴェルデ跡ですが、これは民間のアイデアにより宿泊施設等が計画されているというような話も聞いておりますので、そちらのほうの動向も見極めながら今後考えていきたいと考えております。

○議長 以上で藤原大君の質問を終了いたします。

通告第7号、議席番号2番、藤堂賢太郎君の質問を許可いたします。藤堂賢太郎君。

○2番 私は、今、带状疱疹の予防接種への費用の補助ができないかという観点から質問をお伺いします。

ある病院の待合所の椅子、背もたれの裏側ですけども、後ろの座席から見れば非常に目につきやすい、大きく貼り出してあったチラシを見ました。どの椅子にもかけてありましたから、非常に目立つ告知方法だったと思いました。非常に目に強く飛び込んできたので、その病院でお聞きすると、やはり最近、高齢者の方と患者さんも少しずつ増えていって

るので、予防接種ができるようになったので皆さんに告知しましたというお話でございました。

そして、本町の自治体でも、このワクチンへの補助要求の動きがこの周辺市町村でもあるんですね。私も耳にしましたけども、2つほどの町村からこういう動きが議会で取り上げられているというふうな情報がありましたので、お伺いしましたら、やはり80歳までに3人に1人の割合で帯状疱疹の症状がうかがえると。そういうことで、50歳以上の方が対象のようですけども、そんな動きがあるということで、夜寝れないというふうな症状が出て、しかも、それが長く続くというふうな情報もありました。私も、10年以上前ですけども、母親がそんなんになったのをちらっとそのことを聞いてから意識はしましたけども、寝れないほどの痛み、あるいは、その後、非常に完治するまでに時間がかかるということもお聞きしております。

そこで、お聞きしたいと思いますが、この本町でこの二、三年の間にそういう帯状疱疹にかかれた患者さんがどれくらいいらっしゃるのかなということが1つ気になりました。そして、非常に帯状疱疹のワクチンを接種するのに費用がかかると、高いというふうな情報もありますが、もちろん治療にもお金がかかります。かなり高額だというふうにお聞きしておりますので、そのあたり。それと、やはり人によっては後遺症が残るということもありまして、私が今回お聞きしたいのは、どれくらい本町でそういう患者さんがこの二、三年の間に出没しているのかということと、ワクチンの回数とか費用とか、それから、後遺障害が実際に記録されているのかどうか、そのあたりをまずお聞きしたいなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 藤堂議員のご質問にお答えいたします。

帯状疱疹は、感染症発生動向調査の対象でなく、町内の発症数については把握できていないこととなっています。帯状疱疹ワクチンは2種類が薬事承認されております。50歳以上の帯状疱疹予防として、1回または2回接種します。費用につきましては、任意接種のため、医療機関ごとに決められております。

合併症は、帯状疱疹患者のうち20%程度が発症し、高齢になるほど高いとされております。最も多いのは、痛みが数か月から数年持続する帯状疱疹後神経痛で、10%から20%で発症するとの報告があります。

帯状疱疹は、現在、国の審議会にて定期接種化の議論が継続されており、その動向を注視

していきたいと考えております。

○議長 藤堂賢太郎君。

○2番 今、町長のほうから回答も頂きましたけども、ワクチンの2回接種が必要だということは我々は情報としては頂いとんですけども、費用がどれぐらいかかるかということは病院によってそれぞれ違うということではありますけど、大体どれぐらいかかるかというあたりのご回答は頂けないでしょうか。やはり本町も年金生活者が非常に多いわけですから、あまり高いと幾らかの補助が必要ではないかと思えますし、それから、自主診療でするので、補助が出るからといって、そんなにたくさんの方が病院に駆けつけるということにはならないのではないかと思います。土佐町とか佐川町辺りでは、先ほど言いましたように、周辺の自治体でそういう動きもありますし、今日、健康福祉課長のところに資料をお渡ししましたけども、私どもの新聞の報道では、神奈川県辺りで既に3町村ぐらいでそういうワクチンの補助が出るというふうな資料も出ておりました。だから、ぜひこのあたりも前向きに検討いただいて、年金生活者の多いこの高齢化の本町にとっては、まずはやはり早く治療を受けるということが大事だと思いますけども、その前に、ワクチンが幾らかの補助が出て、先のことを考えると受けてみようという方も増えるのではないかなと思いますので、1回当たりの金額、大体で結構ですが、分かっておれば教えていただきたい。大崎診療所に聞きましたら、高いよという話は聞いていました。金額は教えてくれませんでしたので、ぜひその金額でも分かればと思いますので、お願いいたします。

○議長 日浦健康福祉課長。

○日浦健康福祉課長 ただいまの質問にお答えします。

金額のほうは参考になればということで、現在、子供さんを対象に行っております水疱瘡のワクチンがあります。それにつきましては定期予防接種になっておりまして、県内の1件当たりの委託料が決まっております。その委託料が令和5年度1万1,132円となっておりますので、恐らく任意の場合はその金額程度のものが必要かと考えられます。

あと、全国保健医団体連合会の調べによりますと、全国で280市町村が助成事業を行っているという報告がありまして、それも50歳以上を対象として、市町村それぞればらつきはあるんですが、1回3,000円から、高いところでは2万2,000円の助成をしているという報告がありまして、主は1回5,000円から1万円程度の助成をしているという資料があります。

以上です。

○議長 藤堂賢太郎君。

○2番 ありがとうございます。

水疱瘡は小さい子供さんに予防としてやることはありますけども、やはり50過ぎてからの人たちはこのワクチンがどうしても必要じゃないかなと思いますし、その補助も額が自治体によって当然違ってくるとは思います。ぜひ検討いただいて、できるだけ高齢者の方がワクチンを受けやすいような形での検討がお願いできればというふうに思いまして、質問を終わります。

○議長 古味町長、答弁。

○町長 藤堂議員の質問にお答えいたします。

任意接種ではありますが、全国、また県内の動向も確認しつつ、前向きに検討していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長 以上で1問目を終了します。

続いて、2問目をお願いします。藤堂賢太郎君。

○2番 じゃ、2問目の質問をお願いいたします。

次に、マイナンバーカードについてお伺いしたいと思います。

私も実は町のほうから案内は3通頂いています。一番早くは、27年の10月5日に頂いた分と、去年あたりに、12月9日に来ていますが、去年の暮れに頂いたのと、全部で3回案内は頂いておりますけども、いろいろ思いもあって、処理はできておりません。このマイナンバーカードは、取得は任意とされておるわけですね。個人情報保護法で個人情報が守られていると政府は言っておりますが、この法は、第1条で「個人情報の活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会に資するものである」と明記されておりました。利活用のための法律ではないかというふうに私は考えます。本人の同意なしに、第三者に目的外使用される可能性もあるわけです。権利の拡張や自己情報のコントロール権の保障が必要ではないかと思っておりますし、日本はプライバシーの権利保障が遅れております。マイナポータルに、保険証とか運転免許証とか、あるいは公共料金の受取口座など、29項目の情報取得ができるそうですが、やはり貴重で重要な内容のデータを常時持ち歩くことはできませんよね。個人情報委員会は、公共料金受け取りの口座のデータを保有するデジタル庁への指導はできるんですけど、マイナ保険証を所轄する厚労省や自治体に対しては、通達するのは総務省です。この個人情報委員会が行政指導ができないルートになっております。総務省に対しては。政府発表でも、マイナ保険証は、利用率は本格実施の今年の4月には

6.3%の利用率だったようです。そして、9月には4.55%と、毎月減ってきているという報告がされております。全国保険医団体連合会の調査によりますと、回答した医療機関のうち、87.8%が来年の秋以降の保険証の存続を求めています。以下、3点についてお伺いしたいと思います。

まず1問目ですが、町内の本町のマイナンバーカードの発行数と、そのうちマイナ保険証は枚数としてどれぐらいなのかが1点目。2点目では、本町ではひもづけの件で問題はないのでしょうか。今日の高知新聞の欄には、新たに身体障害者手帳事務で7万8,000件のうち58件のミスが見つかったという報道も皆さん見られていると思います。医療機関のマイナ保険証の利用状況をお伺いしたいと思います。件数、もしくは率でも結構でございます。先ほど、今年4月には6.3%、それから、9月は4.55%と言いましたが、政府の発表によりますと、1億6,200万件のうち、利用されたのは763万件というふうなデータがあります。これが4.55%の9月のデータだというふうに思いますけども、そのあたりで、今申し上げました3点についてご回答をお願いできればというふうに思います。

以上です。

○議長 ただいまの質問に対する執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 藤堂議員の質問にお答えいたします。

本町でのマイナンバーカード交付、実施件数は、11月26日時点で3,690件、交付率は77%となっております。そのうち、マイナンバーカードに保険証をひもづけ、登録された方は、国民健康保険の被保険者1,083人中752人、後期高齢者医療被保険者1,728人中929人でした。ひもづけでの問題はないかという質問ですが、本町では他の方の保険証を間違えてひもづけしたという事例はありませんし、そのほかの問題も特にありません。

医療機関などでのマイナ保険証の活用状況ですが、厚生労働省が10月時点のマイナ保険証の利用率をまとめた資料によりますと、全国のマイナ保険証利用件数の割合は、10月で4.49%となっております。本町住民の方の利用数が分かる資料はありませんでした。

以上です。

○議長 藤堂賢太郎君。

○2番 今、町長のほうから具体的な数字をお聞きしました。パーセンテージまではまだよう計算しませんが、非常にマイナカードに含まれるこの29項目、今現在は29項目のようですけども、まだまだ広がっていくと、まだ拡大されそうなどという情報はございます。やはりこのあたりが、自分のデータがそのカード1枚に記録されているわけですから、暗証

番号も含めて持ち歩きというのは非常に用心が要ると思いますし、年配者の方にとつたらなおさら、今までそう多く活用しているわけじゃございませんので、活用により慎重にならざるを得ないというふうに思いますし、データが全部出てしまうという心配の要素がかなり強いと思いますので、ぜひ取扱いやその他についても担当してほしいと思います。

大崎の診療所で受付の方にお伺いしましたけど、保険証は出すけども、マイナ保険証はほとんど出ませんというようでした。もちろん暗証番号やその他が要りますから、一々そんなことを覚えていないという方も多くて、従来どおりのペーパーの保険証を出してくるというふうなことで、私は、来年の10月秋から中止されるというこの保険証の廃止は、やはりできれば今まで使っている保険証をそのまま継続できるような形が全国の保険医の方々のデータ、要求からも数多くあるように、できればこういう継続の仕方につなげてほしいなというふうに思っております。

以上です。

○議長 谷脇医療保険課長。

○谷脇医療保険課長 ご質問にお答えします。

国民健康保険と後期高齢者医療保険では、毎年8月に保険証の更新を行っております。保険証につきましては、令和6年7月末にも同じく発送する予定としております。これは紙の保険証です。確定していない部分も多いんですが、それ以降は保険証の発行はないと思われま。

以上です。

○議長 藤堂賢太郎君。

○2番 今、谷脇課長のほうから連絡、報告を頂きましたけども、これは、申請すれば、従来のような、形は違うかもわかりませんが、マイナ保険証じゃなくて、そういう従来型の保険に似たような形の保険証が継続されるというふうにちらっと耳にしておりますが、そんなシステムはないんですか。

○議長 谷脇医療保険課長。

○谷脇医療保険課長 保険証が交付されなくなりますと、それ以降は、マイナンバーカードに保険証を登録している方、ひもづけしている方は、マイナンバーカードを医療機関で提示していただくことになります。しかし、マイナンバーカードを所持していない方や、マイナンバーカードに保険証の登録をしていない方は、資格確認証というのを交付します。この資格確認証は、これは町役場のほうの係が拾い出ししないといけないんですけど、保

険証をマイナンバーカードにひもづけしていない方とかしている方とを拾い出しして、登録していない方は資格確認証というのを自動的に交付する予定です。

以上です。

○議長 以上で藤堂賢太郎君の質問を終了いたします。

それでは、これより議案の審議を行います。

日程第2、質疑を行います。

報告第11号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第11号の質疑を終結します。

議案第44号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第44号の質疑を終結します。

議案第45号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第45号の質疑を終結します。

議案第46号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第46号の質疑を終結します。

議案第47号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第47号の質疑を終結します。

議案第48号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第48号の質疑を終結します。

議案第49号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第49号の質疑を終結します。

議案第50号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第50号の質疑を終結します。

議案第51号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。竹本文直君。

○7番 指定管理に関する件ですが、これは51号だけじゃなしに、後の指定管理にも全て関連する、共通になるんですが、指定管理期間が3年となっておりますが、なぜこのように3年と決められたのかということと、それと、5年にしてはどうかという提案です。というのは、指定管理を受けてそこを事業展開していく上で、やはり3年ではちょっと短いんじゃないかなと。事業計画を立てるにしても、多分5年ぐらいは要るんじゃないかなというふうに前々から思っておりました。ただ、新規参入者については今までどおり1年でやって、そして、次は3年、その次は5年というような形にできないかなというふうに思いますが、その点はどのように考えておられますでしょうか。

○議長 執行部、答弁。大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

まず、3年の根拠でございますが、特にないのではないかと考えております。

また、先ほど1年、3年、5年というようご提言も頂きましたので、今後につきましては、各指定管理業者とも意見交換をしながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長 竹本文直君。

○7番 特にデイサービスセンターとか、こういうところは、正直言って、継続的にずっとやっていかないと、業者が変わったのでは非常に利用者のほうも戸惑うことも、もし変わればですよ、ないと思うけど、そういうこともありますので、ひとつ検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 執行部。大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

竹本議員のご提言も含めて、計画性を持った対応も必要であると思ひますので、今後、先ほど申しましたとおり、指定管理業者とも協議をしながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第51号の質疑を終結します。

議案第52号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第52号の質疑を終結します。

議案第53号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第53号の質疑を終結します。

議案第54号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第54号の質疑を終結します。

議案第55号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第55号の質疑を終結します。

議案第56号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。竹本文直君。

○7番 9款第1項の7節の報償費、これは12万円というのが出ていますが、これは先日の説明、提案のときに、学校統合に係る委員を増やしたので、その分だといったような答弁を頂きましたが、何人増えたんでしょう。そこをお聞きします。

○議長 井上次長。

○井上教育次長 竹本議員のご質問にお答えさせていただきます。

この委員の謝礼12万円ですけれども、こちらは、第1回目の再編検討委員会の場で、委員の方から、もし小中学校再編で小中一貫校として再編となった場合、開校するのが早くて令和12年度を予定しておりますが、その頃に学校に通う子供さんの保護者となりますと、現在の保育所に通われている保護者の方となります。その保護者の方の意見は非常に重要であるということから、保育所、こども園に通われている園児の保護者の代表者をぜひ加えていただきたいというお話を頂きました。そこで、3つの保育所、そして池川のこども園さんの保護者代表者の方1名ずつ、4名を追加させていただくことにいたしました。

以上です。

○議長 ほかに。竹本文直君。

○7番 4名ということですのでよろしいんですね。この間の説明では2名というふうに聞こえたので、ちょっとそれはおかしいなというふうに思っておりました。

それと、これ、4名は保護者の代表ですよ。学校関係は校長先生が入っておられるん

ですが、なぜ園については園の関係者、園長なりが入ってないのかなというふうに思うところもあります。

それと、12月1日、教育長の名前で「小中学校再編に関する保護者説明会について（案内）」という文書が出されております。12月中に、なかなかタイトなスケジュールですが、12月14日、18日、19日、26日に2回ということで、保護者説明会というか、保護者の皆様からのご質問、ご意見をお伺いさせていただきたく、下記のとおり保護者説明会を開催させていただきますと、ぜひご参集をくださいというふうに書いてあります。この文書には書いてないですが、町内の保護者であればどこの会場へ行っても構いませんよというのはホームページのほうで書かれています。

前回の全員協議会の中でも出たと思うんですけども、このやり方は、今までの、歴代というか、前回、統合問題が起こったときの委員会のやり方と同じだと。それをやったらいかんではないかよという意見が出ていたと思うんです。これでいくと、先日の教育長の説明では、1月から地域住民にも説明会を行うという話なんですけども、その前に保護者を集めて説明をして、12月に保護者会でこのような会をしました、このような方向に決まりましたという説明を地域住民にするんじゃないですか。そのアライづくりのように私は見えるんです。私が言ってきているのは、学校運営は学校と教育関係者だけでできるものじゃない。やっぱり地域住民の協力があって初めてその地域に根づいた子供が生まれると、育っていくと、それを今までも何回も口酸っぱく言ってきたとっております。この私が今言ったような方法だと、前回と一緒に、保護者会でこのような方向になりました。そしたら、地域住民も声が出せれんわね、これ。前回の全員協議会である議員さんがおっしゃったのはまさに同じことですよ。もっと地域住民の意見を聞く、声を聞く。こういう姿勢で議論を重ねていただきたい。そうすべきだというふうに思いますが、教育長はいかがでしょう。

○議長 黒川教育長。

○黒川教育長 竹本議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の、保育園の今の委員に選ばれた方は保護者だけで、なぜ園の園長なり代表者を入れないのかという意見がございました。それにつきましては教育委員会のほうでも検討しました。ただ、学校再編検討委員会の委員の数がかなり増えてきますので、そこまで増えていくのはどうなのかなということもあまして、委員としましては、保護者の代表だけにさせていただきまして、必要に応じて、参考人というような形で、園長さん等に

出席を願うというような形で進めていこうというふうに考えております。

次に、前日も、統合の折とか、先に決まってしまうので、議会といいますか、地域住民は何も言えないといったようなご意見だったと思います。実は、前回の全員協議会におきまして議員の方からそういったご意見も頂きまして、今回、第2回の学校再編検討委員会が、全員協議会の後に第2回目がございました。ですので、その中でいろんな意見も出てきていまして、早急に議会とも意見を共有しながら協議をしていきたいと思っておりますので、実は議運のほうも終わってしまいましたので、今回、全員協議会を招集することが間に合わなかったもので、急遽、この閉会后に、町としての方針といいますか、目指したい方向、そういったものをお示しさせていただいて、議員の皆様と協議をしていきたいと考えております。

それと、併せて、町民にもっと説明が必要といった内容の質問でございました。それに対しまして、今回、うちも、先に保護者全員に説明をするのか、もしくは地域住民を優先するのか、それを考えた場合、やはり子供第一、子供ファーストに考えていかなければいけないというのが教育委員会の考えです。ただ、地域住民に対して全然意見を聞かないとかということでは全くございません。竹本議員がおっしゃいましたように、本当に学校というのは地域あつての学校でございます。どうしても昔から本当に地域に育てられる。学校の先生も随分助けられております。そこで子供たちは育っていきます。ですので、そこは本当に重要なところでありますので、考えていかなければなりません。そこは今後も大事なところであります。

ただ、今現在の置かれている学校の状況を考えたときに、先生の負担というのはかなりの負担が行っています。複式もかなり増えておりますし、1人の先生が2学級持つわけですから、学校の勉強の手前の授業の準備を2倍しないといけないとか、いろんな学校の授業以外の校務というものもございまして、それも、少ない学校では、その分、余分に複数受け持つことになってきますので、かなり負担となっております。そういった状況の中で、学校の先生は子供たちに向かう目が、もっとゆとりのある学校でしたら子供にもっと目が行くのに、目が行き届かないというようなところがあるので、全て子供に跳ね返ってくるので、そういった環境を何とか、何とかまずはそこをしないといけない、そういったことを地域の住民の方にも分かっていたいただきたいというのが一番の本音でございまして、それをまた、1月にはなりますけども、地域住民の方にも説明をしていきたいと考えております。後ほどまた閉会后に、町の望ましい方向といいますか、そういったことをまた、閉会

後ではありますけども、説明をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長 竹本文直君。

○7番 今、教育長の言われたこと、私は学校の先生が非常に負担が重くなっているということは理解できます。ただ、それは本町だけの問題じゃない。全国的な国の教育政策の1つの大きな問題だと私は思います。地域によっては、それを補うために各市町村がそれなりの手を打っているところもあります。正直言って。そういうことをせずに、ただ、今、学校がこうだから。教育長が言われるような小中一貫校にした場合、それが解消されるか。私は全く解消されないと思います。それは、教育長の言うことはよく分かるんですよ。ただ、私は、やっぱりこれだけ人口が減ってきて、この地域が、昨日も出ていましたが、10年先にはどうなるか分からんというときに、人口を減すような、加速させるようなことはやめてほしい。やっぱり先生に負担がかかるのなら、その部分をどんな形で町が助けができていくか。地域の子供を育てる、地域を守っていくという観点からすれば、そういう方向のことも考えられると私は思います。これは、私の学校統合に関する考え方なので、全く折り合うことは恐らくないと思いますけれども、このままいったら本当に仁淀川町は10年先は3,000人を切りますよ。今現在でも、学校を統合したらここにおける意味ないから出ていこうと思ひますという、実際にある保育園の保護者の声もあります。そういうことを踏まえて、幾ら言っても「はい、分かりました」とは言ってもらえないと思いますのでやめますけれども、そこらもよくよく考えた上でやってほしい、やるべきだというふうに思います。

以上です。

○議長 岡田良成君。

○1番 昨日、私は、一貫校は大事だということの一般質問をさせていただきました。そういう中で、今、10年後の生徒数、昨日も申し上げましたけども、随分激減をする状況です。そしてまた、町内小学校は19人というデータも出ております。そういうような環境から見たとき、あと6年後には180人ぐらいの小中生しかおりません。実際に、今、池川には、池川小学校があり、中学校があり、そしてまた、今現在では、この吾川村から全部そっくり池川へ行っています。そういうような状況から見たとき、子を持つ親御さんは、やはり教育を身につけたいというような思いから、学校を選ぶために今現在も外に行っています。だから、私は、今現在、小中で5校しかありませんけども、将来1校にして、

190名ぐらいの人員が、生徒さんが同じ環境の中で勉強できる、そして苦勞もできる。今現在、見てください。小学生が吾川中学校へ行って、県大会へ行っています。将来は吾川中学校が佐川に統合します。じゃ、うちのクラブ活動はどうなる。いろんなことを考えたときに、やはり学校を充実して、少しでも仁淀川町におってもらおうという考え方がありますけども、私は小さな学校を出ました。そのときには、やはり生徒の少ないところから随分大きなマンモス校に行ったときに、私なりに劣等感を感じました。そういう思いをして私は育ってきました。ですから、私は今の子供に対しても、生徒数の多い、友達の多い、環境のいいところで勉強するのが大事であると、このように思います。ですから、私は、昨日も申し上げましたけど、仁淀川町の存続のために一貫校はぜひやるべきだと。これは町の存続です。そのためにやるべきだと思います。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。藤原大君。

○3番 国の補助金で、非課税世帯に臨時特別給付金7万円ずつ普及とあると思うんですが、その補助金が9,100万円分あります。13ページです。1,300世帯で間違いはないですか。町全体の世帯数を知りたいなと思ったのと、非課税世帯の内訳というか、後期高齢者、高齢者みたいな内訳があればいいと思うんですが、分かる範囲でお答えをお願いします。

○議長 井上町民課長。

○井上町民課長 藤原議員のご質問にお答えします。

ただいまそういう細かいデータは持ってないんですが、非課税世帯は1,300世帯で予算を取っておりますが、前回の対象者は1,255世帯でした。それを基に増える可能性もあるので、予算枠として取っております。

あと、全体の世帯数とかは想定してなかったもので、今、細かい数字は、申し訳ないですが、手元にございませぬ。

○議長 荒木企画振興課長。

○荒木企画振興課長 町全体の世帯数ということですが、11月30日現在、2,703世帯となっております。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第56号の質疑を終結します。

議案第57号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第57号の質疑を終結します。

議案第58号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第58号の質疑を終結します。

議案第59号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第59号の質疑を終結します。

同意第7号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで同意第7号の質疑を終結します。

同意第8号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 野村安夫君。

○4番 1点だけ苦言を呈したいところがあります。

大石町長の時代に1回か2回質問したことがあります。農業委員の認定について一言苦言を呈したいと思えます。83歳の人にまた3年間農業委員をやらせるような状態ですが、これはちょっといかなものかと思えます。前も言ったとおり、前も言ったんですが、その後、一、二年したら、その人は八十何歳で亡くなりました。農業委員をまた応募した経験があります。そういうことはやめてもらいたい。1回言ったら、ある程度は直してもらいたいと思えますが。

以上です。

○議長 田代農林課長。

○田代農林課長 野村議員さんのご質問にお答えします。

農業委員は公募としておりまして、年齢制限は設けておりません。年齢が83歳という方もおられるということですが、その方も今元気に農業委員を続けていただいております。また、積極的に会のほうにも参加し、農業委員として精力的に動いていただいております。その中で委員として報酬も受けていますので、その中で検討した中でも問題ないと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長 野村安夫君。

○4番 人間、一寸先は闇ですよ。俺らはいつ、あした、あさっておかしくなるかもわかりません。普通、考えてみても、83歳を超したら大変な状態になります。俺らはあと10年たったら大変な状態になります。改革もしてくださいよ。考えを直してください。

以上です。

○議長 田代農林課長。

○田代農林課長 野村議員の再質問にお答えします。

年齢制限は設けておりませんし、体力的なものは人によりますけれど、どんな方でも先は分からないとは思いますが。ただ、その中でも、しっかりと続けていこうという意思もあり、体も元気でありますので、問題ないと思えます。ただ、再任される方もおりますけれど、実際、自分の体力とかを考えまして、現委員さんも辞退しておられる方もおられます。そういう方もおりますので、その中でも、年齢が高い方でありますけれど、やる意思もありまして、問題ないと思っておりますので、ご理解のほう、よろしく申し上げます。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで同意第8号の質疑を終結します。

これで質疑を終了いたします。

休憩します。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、これより討論・採決を行います。

報告第11号、専決処分の報告について（物損事故に係る和解について）におきましては、地方自治法第180条の規定による報告でありますので、報告のみといたします。

議案第44号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第44号、仁淀川町印鑑条例の一部を改正する条例については原案

どおり可決されました。

議案第45号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第45号、仁淀川町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第46号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第46号、特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第47号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第47号、仁淀川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第48号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めま

す。

全員賛成。よって議案第48号、仁淀川町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第49号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第49号、仁淀川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第50号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第50号、仁淀川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第51号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第51号、仁淀川町デイサービスセンター「とちのき園」の指定管理者の指定については原案どおり可決されました。

議案第52号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第52号、仁淀川町デイサービスセンター「池川」の指定管理者の指定については原案どおり可決されました。

議案第53号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第53号、仁淀川町デイサービスセンター「せいらん荘」の指定管理者の指定については原案どおり可決されました。

議案第54号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第54号、笑美寿茶屋の指定管理者の指定については原案どおり可決されました。

議案第55号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第55号、仁淀川町ふれあい公園キャンプ場等の指定管理者の指定については原案どおり可決されました。

議案第56号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第56号、令和5年度仁淀川町一般会計補正予算(第4号)については原案どおり可決されました。

議案第57号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第57号、令和5年度仁淀川町介護保険特別会計補正予算(第2号)については原案どおり可決されました。

議案第58号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第58号、令和5年度仁淀川町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)については原案どおり可決されました。

議案第59号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第59号、令和5年度道路メンテナンス事業 町道大崎向口線（大崎橋）橋梁修繕工事請負契約の締結については原案どおり可決されました。

同意第7号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって同意第7号、農業委員会委員の任命に係る認定農業者過半数要件の例外適用については同意することに決定しました。

続きまして、同意第8号、農業委員会委員の任命について同意を求めることを議題といたします。

同意第8号については人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。

それでは、採決を行います。同意第8号について、本案を原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。よって同意第8号、農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。

以上で議案の審議、質疑及び討論・採決を終了いたします。

日程第4、発議第3号、子どものための保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の採択についてを議題といたします。

発議第3号については、説明、質疑、討論はないものと認め、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。よって、発議第3号は説明等を省略し、直ちに採決に入ることになりました。

お諮りします。本案を原案のとおり決定、採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。よって、発議第3号については原案のとおり可決されました。

可決されました意見書は関係機関に提出することといたします。

意見書の字句、数字、その他の整理は議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

日程第5、発議第4号、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する決議についてを議題といたします。

発議第4号については、発議者より提案理由の説明を行い、直ちに採決を行いたと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。それでは、本案について、発議者の片岡智準君より提案理由の説明を求めます。片岡智準君。

○6番 それでは、発議理由を説明いたします。

件名は、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する決議ということで出しております。

国内のたばこを取り巻く環境については、度重なるたばこ税増税や改正健康増進法の施行など、喫煙規制強化などの動きが拡大し、非常に厳しい状況であります。しかし、たばこ耕作農家においては、厳しい状況に置かれつつも、たばこ産業の健全な発展を図り、もって地方財政収入の安定的確保及び地域社会の発展に貢献をしています。また、規制強化で消費量の減少等、厳しい状況下でも、葉たばこの品質向上や収穫安定化への取組を怠ることなく、よりよい国産たばこ生産のために努力を続けています。

税収面においても、仁淀川町でのたばこ税収入は、令和4年度まで6年間平均で年2,570万円であり、貴重な一般財源として大きく貢献をしている。望まない受動喫煙を防止する観点からも、一定の喫煙場所の整備が重要。分煙環境の整備により、望まない受動喫煙の防止、継続的安定税収のための確保が期待できる。

以上を踏まえ、地方たばこ税の一部を活用し、公共喫煙場所の増設、維持を進める。2点目。地方たばこ税の一部を活用し、環境美化の推進、喫煙マナー向上に関する啓発、分煙環境整備の増進を目的とした事業に充当していくことを進める。

以上、決議する。

令和5年12月6日、仁淀川町議会。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

それではお諮りします。本案を原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって発議第4号については原案のとおり可決されました。

字句、数字、その他の整理は議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

日程第6、発議第5号、パレスチナ自治区ガザ地区における終戦を求める決議についてを議題とします。

発議第5号については、発議者より提案理由の説明を行い、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。それでは、本案について、発議者の藤堂賢太郎君より提案理由の説明を求めます。藤堂賢太郎君。

○2番 パレスチナ自治区ガザ地区における終戦を求める決議。

本年10月7日のイスラム抵抗運動が、ハマスといいますが、このイスラエルに対する攻撃を直接的な契機として、イスラエル軍によるパレスチナ自治区ガザ地区に対する無差別攻撃と地上侵攻が続いております。国連総会においては、10月26日、27日の2日間、緊急特別会合を開き、人道目的での休戦を求める決議が採択されました。

当町議会においても、国際人道法の遵守、ガザ地区への物資とサービスの継続的かつ妨害のない提供、全ての民間人の即時かつ無条件の解放を求め、安全、福祉、人道的な処遇を願い、早期の終戦を求めるものであります。

以上、決議する。

令和5年12月6日、仁淀川町議会。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

それではお諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって発議第5号については原案のとおり可決されました。字句、数字、その他の整理は議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

日程第7、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員の派遣については会議規則第127条第1項の規定により、お手元の配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。議員派遣に関し変更等があった場合は、議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣に関する変更等があった場合の措置については議長に委任することに決定しました。

日程第8、委員会の閉会中の継続審査、調査についてを議題とします。

各常任委員長、特別委員会の委員長から、委員会の審査、調査の件、特定事件の調査事項について、仁淀川町議会会議規則第74条の規定により、お手元の申出のとおり、閉会中の継続審査、調査の申出があります。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会、特別委員会の委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定しました。

日程第9、議会運営委員会委員長から、10月に議員研修を行ったことについてを議題といたします。議員研修の報告を行います。竹本文直君。

○竹本議会運営委員会委員長 仁淀川町議会議員研修の報告について、議会運営委員会委員長報告として報告をいたします。

去る10月3日火曜日から4日の水曜日の日程で茨城県美浦村に行ってまいりました。参加議員は10名中5名でした。研修テーマは、町長選挙と議員選挙の同時選挙を検討するという内容でした。

茨城県美浦村は、平成30年に、町長選挙と議員選挙を別々にやっていたのを、同時に実施しております。研修の中では、議員個々の損得を考えず、村民のために行ったという意見がありました。また、これを行うまでに全議員で何度も話し合いを行い、実現にこぎ着けたなど、かなり積極的に協議したものと思われます。

同時選挙もそうですけれども、我々が感銘を受けたのは、月に1回は必ず全議員が集まる自治研究会。これは議会会議規則に定められたものではありません。自主研修です。というものを開催している点であります。当議会にも、総務、産業などの常任委員会がありますが、それとは別に、月に1回、全議員による会合を行っていることに、研修に参加した議員は非常に刺激を受けました。当議会が解散、同時選挙に向かうには、まだ理解と議論を深めないと実現は厳しいと思われますが、将来的には検討を重ねていくことが大切だと認識し、この研修が意義あるものであったことは確かでございます。

また、美浦村議会の皆さんや議会事務局、職員の皆様には多大な歓迎を受け、この場をお借りし、お礼をさせていただきます。

以上、報告いたします。

○議長 ありがとうございます。

以上で日程は全て終了しました。会議を閉じます。これで令和5年第5回仁淀川町議会議定例会を閉会いたします。

午前11時41分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

仁淀川町議会議長

仁淀川町議会議員

仁淀川町議会議員